

平成30年山形村議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成30年6月14日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 30陳情第 1号
- 日程第 3 30請願第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第29号
- 日程第 5 議案第30号
- 日程第 6 議案第31号
- 日程第 7 議案第32号
- 日程第 8 議案第33号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 1号
- 日程第10 発議第 2号
- 日程第11 閉会中の事務調査の申し出について
閉会宣告
-

出席議員（11名）

1番 春日 仁君	2番 大池 俊子君
3番 上條 倫司君	5番 百瀬 昇一君
6番 新居 禎三君	7番 大月 民夫君
8番 百瀬 章君	10番 小林 幸司君

11番 小出敏裕君

12番 福澤倫治君

13番 三澤一男君

欠席議員（1名）

9番 竹野入恒夫君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君

副村長 小林かつ代君

教育長 根橋範男君

会計管理者 小林好子君

総務課長 赤羽孝之君

税務課長 村田鋭太君

住民課長 塩原美智代君

子育て支援課長 百瀬尚代君

保育園長 宮澤寛徳君

産業振興課長 藤沢洋史君

建設水道課長 篠原雅彦君

教育政策課長 上條憲治君

総務課長
財政係長 宮越卓也君

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲君

書記 神通川直美君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

竹野入恒夫議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者の堤保健福祉課長から欠席届が提出されています。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、上條倫司議員、5番、百瀬昇一議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審議していただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

百瀬章総務産業常任副委員長。

(総務産業常任副委員長 百瀬章君 登壇)

○総務産業常任副委員長(百瀬章君) 総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る6月11日に委員会審査を行い、30陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中で、全国一律1,000円の賃上げだけでは中小企業いじめになってしまうが、中小企業に対する支援策も講じるよう要望が入っているので採択がよいのではないかという意見や、今すぐに最低賃金を1,000円という内容は現実的でなく、なるべく早くという表現で意見書を提出すればどうかという意見もありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げますので、ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日仁君) 福祉文教常任委員会付託の審査結果報告。

福祉文教常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る6月12日に委員会審査を行い、30請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定しました。

なお、審査の中では、毎年のように意見書を上げているが、一向に効果が出ないが、放っておくと現状より悪くなる可能性があるので採択し、意見書を提出していかなければいけないとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げますので、ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 委員長等の報告が終わりました。

これより委員長等の報告に対する質疑を行います。

委員長等の報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第2、30陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務産業常任副委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とするのに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、30陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」については、採択と決定しました。

日程第3、30請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、30請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」については、採択と決定しました。

◎議案第 29 号～議案第 33 号

○議長（三澤一男君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第 4、議案第 29 号から、日程第 8、議案第 33 号までの既提出議案を一括議題とし、審議、表決を行います。各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長等の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任副委員長の報告を求めます。

百瀬章総務産業常任副委員長。

（総務産業常任副委員長 百瀬章君 登壇）

○総務産業常任副委員長（百瀬章君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る 6 月 11 日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 29 号「山形村個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、議案第 31 号「平成 30 年度山形村一般会計補正予算（第 2 号）」の所管の款と項、議案第 33 号「平成 30 年度山形村水道事業会計補正予算（第 1 号）」の 3 案につきましては、いずれも反対意見もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る 6 月 12 日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 30 号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 31 号「平成 30 年度山形村一般会計補正予算（第 2 号）」の所管の款・項、議案第 32 号「平成 30 年度山形村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の 3 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第 30 号については、職員の時間外勤務手当の増額補正を 6 月定例会で行うものはいかがなものかとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で上記の

結果となりました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

なお、議案第31号については、職員の時間外勤務手当の増額補正を6月定例会で行うものはいかかなものかとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数での結果となりました。訂正させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各常任委員長等の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長等の報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第29号「山形村個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する副委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は副委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第30号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第31号「平成30年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長等報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第31号については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第32号「平成30年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第33号「平成30年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） この予算に対して反対するというわけではございませんけれども、予算としては賛成でございます。

ただ、この予算、予算計上の時点で、普通でしたら劣化の関係ですから事前にわかっているはずだと思いますので、今後当初予算で上げていただきたいと思います。そのことをつけ加えて賛成いたします。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する副委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は副委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

（午後 1時51分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 1時52分）

◎発議第1号

○議長（三澤一男君） 日程第9、発議第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

百瀬章議員。

（8番 百瀬章君 登壇）

○8番（百瀬章君） 発議第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

昨年度の地域別最低賃金の格差は時間当たり221円となっています。この地域間格差が地方の労働力を都会へと流出させている一因ともなっていることを考えると、この地域間格差を是正し、一律の最低賃金の額をなるべく早く1,000円以上とすることが望まれます。

また、地方の経済を支える中小企業では、こうした賃金の引き上げが行えるよう、国としての様々な支援策を講じるよう、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいま、発議第1号「最低賃金の改善と小中企業」となっておりますが、「中小」に訂正して提出することにしたいと思いますが、以上訂正とします。

本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
-

◎発議第2号

- 議長（三澤一男君） 日程第10、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日仁君 登壇)

- 1番（春日 仁君） 発議第2号の「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。

義務教育費国庫負担制度は、全ての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図る目的であり、国の責務であります。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体へその負担を強いてきました。そのために地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証されなくなるおそれがあると考えられます。

以上の理由により「義務教育費国庫負担制度」が堅持・拡充されることを強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第11「閉会中の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長等より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の事務審査、事項については、各委員長等の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長等の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

平成30年第2回定例会は、梅雨入りの6月6日から本日までの9日間の開催でありました。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件は、それぞれ慎重にご審議の上、同意、または可決をいただきました。

本議会は、山形村村議会改選後、初めての定例会であり、本会議、議会全員協議会、また常任委員会など、適正に議事運営が行われ、予定された議事日程のすべてが、終了し、ただいま閉会となりました。

本定例会では、新体制での山形村議会が本格的に動き出し、新議員の皆様には、一般質問などで新しい視点での貴重なご意見をいただきました。

また、会期中に皆様からいただきました、ご意見、提言などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

季節は梅雨から盛夏へと向かいますが、議員の皆様には健康にご留意の上、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。大変ご苦勞さまでございました。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、平成30年第2回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦勞さまでした。

（午後 2時02分）
